

令和5年2月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	受付職員の対応について	<p>職員さんの対応に人権侵害、地域差別を感じ要望を送ります。 私は窓口で本人確認をできる物を出す時に保険証を出しています。 市のホームページでも確認して分かっていますが保険証一枚では本人確認の書類は不十分なので本人確認のための質問をされます。 この日に質問された内容が問題だと感じました。 質問が私個人のことでなく違和感を覚えました。 同居の家族の人数 家族の生年月日 本籍 住民票の使用目的 聞かれた質問はこれだけですがこれは全て本人を確認する質問ではありません。 私の生年月日すら聞かれませんでした。 中でも本籍を聞かれた事にとっても違和感があります。 現代の日本で本籍とは本人を示す物ではなく大昔の日本で習慣的に使われていた差別と私は認識しています。 本籍を聞かれた事に驚き分かりませんと答えた私に対して窓口の職員さんは眉を歪めてオーバーリアクションでひえ?とでも叫んでるような変な顔をしてから「えー知らないの??本当に?」と笑いながら聞いてきました。 フレンドリーなのは嫌いではありませんが質問と態度があまりにも不謹慎です。 分からないと答えた事を馬鹿にされた気持ちにもなりました。</p>	<p>このたびは戸籍住民課の窓口対応について貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 また、先日の窓口対応の際に〇〇様にご不快な思いをさせてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。 窓口で住民票等の請求があった場合、住民基本台帳法の規定に基づいて、必ず本人確認を行ったうえで住民票等証明書の発行を行なうこととなります。 その際の本人確認方法ですが、「松阪市住民基本台帳等に関する証明書及び住民異動届審査時における本人確認事務取扱要綱」に基づき、官公署が発行している顔写真入りの書類1点、または、顔写真のない書類2点を提示いただくことにより確認を行っております。書類の提示で確認ができないときは、戸籍又は住民基本台帳に記載されている事項について質問することによって確認を補完することとなります。 今回は、健康保険証1点のご提示であったため、保険証で確認できている項目以外でご本人様しか知りえない事項について質問させていただきました。 なお、その際に、ご家族の名前や生年月日、前住所等、住民票に記載の項目により確認をさせていただいておりますが、場合によっては本籍等を聞き取ることもございますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。 最後に、戸籍住民課では、日頃から接遇の改善に取り組んでおりますが、今回ご指摘をいただきましたことを真摯に受け止め、より一層、職員の資質向上を図るとともに、本人確認の方法についても改めて周知していきたいと思っております。</p>	<p>戸籍住民課 電話：53-4052</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	受付職員の対応について	<p>説明が長くなりましたが市役所に対応を求めたいと考えている事は2点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本籍を聞くことは今後改めた方が無難だと考えます。 <p>法務省労働局の対応然り本籍の確認は現代では特殊で一般的ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を確認するのに家族は関係ありません。 <p>本人確認をする質問で私についてひとつも聞かない事は私個人を蔑ろにする対応だと感じました。</p> <p>子供の保育関連の書類、療育の支援計画の確認のサインなどもそうでしたが私ではなく世帯主のサインを代筆してくださいと言われる事も私はお手伝いさんのような部外者で私が親で主に保育に関わっている事実をない事にされているようで嫌でした。(現在は書類を確認した本人のサインになっています)</p> <p>本人をスルーする事は人権侵害です。</p> <p>普段は本人の西暦ではない和暦の生年月日や名前の字や旧姓を聞かれる事が多いと思います。</p> <p>特に本籍については窓口の対応をする職員さんたちに広く注意喚起して欲しいと思います。</p> <p>対応した職員さんの態度は本人に指摘しましたし差別があった事の詳細として詳しく書きましたが差別思想を改めることの強制はできませんのでこの苦情で彼女個人について市に処遇や教育を求める事はしません。</p> <p>本籍を聞かないようにすれば回避できる問題です。</p> <p>市民の声として対応と回答をお願いします。</p>		<p>戸籍住民課 電話：53-4052</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	建築基準法に基づく看板設置について	<p>松阪市豊原町〇〇〇番地付近の住宅街にて、建築工事が行われているのですが、何の建物が建つのか、工期や施工業者の名称など分かりません。建築基準法に基づく工事看板の設置は必要ないのでしょうか？</p>	<p>いただいたご質問の「工事看板設置の必要性」につきましては建築基準法第89条第1項に「工事の施行者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る確認があった旨の表示をしなければならない」と定められています。</p> <p>豊原町〇〇〇番地付近を確認させていただいたところ、建築工事現場があり、工事看板が設置されていなかったため、工事施工者に指導を行い、後日、設置されていることを確認しました。</p> <p>今後とも市の建築行政にご協力の程よろしくお願いたします。</p>	<p>建築開発課 電話：53-4070</p>
3	(なし)	<p>ワクチン助成についてのお願いです。最近、まわりで带状疱疹にかかる方が増えています。アメリカではコロナにかかった人の带状疱疹にかかる率が高いと言うデータもあるそうです。重症化することもあり、そうでない場合も、後遺症が残ることもあるようです。名古屋市などでも、ワクチンを受ける人も急増していて、50歳以上の方の接種に補助がでるそうです。松阪市でも、ぜひ、带状疱疹ワクチンの助成について、検討していただくよう、お願いします。</p>	<p>仰られますように带状疱疹は加齢等に伴う免疫力低下により発症する可能性があり、ワクチンによる予防効果が認められているところです。しかしながら、定期接種にはなっておらず、松阪市においては助成制度もないのが実情です。ご期待に沿っておらず申し訳ございません。</p> <p>名古屋市をはじめ、全国でも公費助成を導入する自治体が増え始めてきていることは聞き及んでおります。また一方で、国の審議会では带状疱疹ワクチンの定期接種化に向け、審議の継続が行われてもおります。松阪市として、近隣自治体の情勢等も調査しながら研究していきたいと思っております。</p>	<p>健康づくり課 電話：20-8087</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	こども医療費助成について	<p>当然のメール失礼します。 子供3人、夫、私の5人家族です。 夫は関東に単身赴任しています。 単身赴任手当などの手当がついたために、給与が増えたようにみえますが、その手当のほとんどは、家族に会うための帰省代や、一人暮らしの生活費に消えていくのが現状です。 それなのに、手当で増額した給与分が所得制限のボーダーをまたいでしまい、児童手当も減額、医療費助成も対象外となりました。コロナの給付金も受けられませんでした。 児童手当の減額に加え、子供3人の医療費はかなりの負担になっています。 私も、子供がまだ小さく、フルでは働けない状況の中、なんとかやりくりしています。周りの人にも言えません。 家族と離れて頑張って働いてもらい、税金も滞りなく納めているのに、悲しいです。小さな声ですが届けばいいなど、初めてメールを送らせていただきました。 長文失礼しました。</p>	<p>メールを拝見し、ご主人が単身赴任をされている状況で、お子様の養育に日々ご尽力されてみえますことに対し、敬服いたします。 ご意見をいただきました、児童手当につきましては、児童手当法で定められた全国同一の制度として各自治体が支給を行っています。 この制度の中で、手当額の算定に用いる所得につきましては、地方税法の規定による所得と定められており、税法上で単身赴任手当は非課税所得には該当せず給与所得として取り扱いされるため、児童手当の算定所得額にも含まれてまいります。お気持ちは重々理解できますが、法律で定められているものであるため、考慮することが出来ず誠に申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 また、こども医療費助成につきましては、児童手当の所得制限額を基準としていることから、同様の回答となってまいりますことを大変心苦しく思っております。 末筆ではございますが、ご健康に十分ご留意され、益々ご活躍されますことをお祈りいたしまして、お返事とさせていただきます。 今後とも、松阪市の子育て施策に対し、ご意見をいただければ幸いです。</p>	こども支援課 電話：53-4081
5	広陽町中核工業団地入口のT字路（グラウンド横）に右折信号を付けてほしい	<p>毎朝、通勤でこの交差点を利用しているのですが、中部台運動公園側から来る車が右折（工業団地に入る）ことができず、大渋滞しています。右折信号を付けていただけないでしょうか？</p>	<p>信号機等の交通規制に係わるものは、公安委員会（警察）が管理運用しておりますので、参考意見として公安委員会（警察）と情報共有させていただきます。 このたびは、松阪市の交通状況に対する貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。</p>	地域安全対策課 電話：53-4061